

● 医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行っています。マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報やその他の必要な診療情報）を取得活用し診療を行います。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、マイナ保険証に利用の有無に関わらず、初診時1点、再診時（3月に1回に限り）1点の診療報酬点数を算定いたします。正確な情報を取得活用する為に、初めて受診される方や、再診の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用頂きますようご理解ご協力をお願いいたします。

● 明細書発行体制等加算

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

● 時間外対応加算

当院では患者様に対して時間外対応加算 3 を算定しております。診療時間外には留守番電話で対応、翌診療日に対応させていただいております。このような取り組みから、再診時に「**時間外対応加算 3(3点)**」を算定させていただきます。時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの診療体制に関する加算で、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。

● 一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。その中で、当院では後発医薬品のある医薬品について特定の商品名ではなく薬剤の成分を基にした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方についてご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。